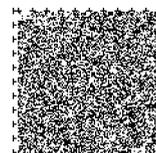


資料編



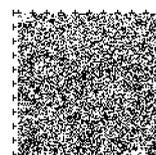
資料 1 青梅市食育推進会議等の検討経過

(1) 青梅市食育推進会議

	開催月日	会議要旨
第1回	平成26年 6月26日 (木)	1 委嘱状の交付 2 策定スケジュールについて 3 市民意識調査の集計結果について 4 次期計画の骨子について
第2回	9月18日 (木)	1 平成25年度食に関する取組状況調査の結果について 2 第2次青梅市食育推進計画(素案)の検討について
第3回	10月23日 (木)	1 計画(案)の検討について 2 パブリックコメントの実施について
第4回	12月25日 (木)	1 パブリックコメントへの回答について 2 答申の決定

(2) 青梅市食育推進計画庁内連絡会議

	開催月日	会議要旨
第1回	平成26年 6月3日 (火)	1 策定スケジュールについて 2 市民意識調査の集計結果について 3 平成25年度各課取組状況調査依頼
第2回	8月20日 (水)	1 平成25年度各課取組状況調査について 2 今後のスケジュールについて 3 第2次食育推進計画の素案に対する検討について
第3回	12月18日 (木)	1 パブリックコメント報告



資料2 青梅市食育推進会議設置要綱

(平成23年4月1日実施)

1 設置

青梅市食育推進計画（以下「計画」という。）の円滑な実施と家庭・地域・事業者等との連携による食育の推進を図ること、および計画の見直しに関する検討を行うため、青梅市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の見直しおよび改正に関すること。
- (2) 計画の推進における施策・事業の計画、点検等の進行管理に関すること。
- (3) その他食育施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

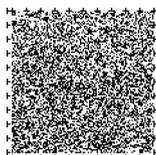
- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医療保健関係者の代表 2人
- (3) 農業関係者の代表 2人
- (4) 企業関係者の代表 2人
- (5) 教育関係者の代表 2人
- (6) 公募の市民 2人以内

4 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 会長および会長職務代理者

- (1) 推進会議に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



6 会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

7 意見の聴取等

推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席等を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、必要に応じて推進会議の検討経過および検討結果を市長に報告する。

9 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

10 庶務

推進会議の庶務は、健康担当課において処理する。

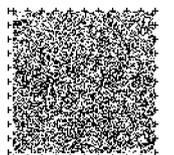
11 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

12 実施期日

(1) この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(2) 第4項の規定にかかわらず、平成23年度に委嘱された委員の任期は平成25年3月31日までとする。

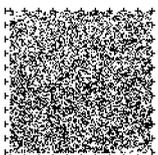


資料 3 青梅市食育推進会議委員名簿

任期：平成25年9月 1日から
平成27年8月31日まで

◎会長 ○会長職務代理者

氏名	選出区分	現職
◎田中弘之	学識経験者	東京家政学院大学 現代生活学部 教授
○三井博	医療・保健関係機関 の代表	青梅市歯科医師会 監事
原島教子	〃	東京都西多摩保健所 生活環境安全課栄養係長 (平成26年3月31日まで)
志村孝雄	〃	東京都西多摩保健所 生活環境安全課長 (平成26年4月1日より)
中里晃	農業関係者の代表	青梅市農業委員会委員 (平成26年7月19日まで)
加藤信也	〃	青梅市農業委員会委員 (平成26年7月22日より)
青木広	〃	西東京農業協同組合 代表理事常務
嶋崎雄幸	企業関係者の代表	嶋崎税務会計事務所副所長
内堀知子	〃	コープみらい 東京エリア8ブロック 青梅・奥多摩コープ会 担当ブロック委員(コープ会責任者)
根本美恵子	教育関係者の代表	青梅市立第五小学校 校長
中村ヤエ子	〃	二俣尾保育園 園長
岩田由紀子	公募の市民	
鈴木ふみの	〃	



資料4 青梅市食育推進計画庁内連絡会議設置要綱

(平成22年10月12日実施)

(平成23年4月1日改正)

(平成26年4月1日改正)

1 設置

青梅市食育推進計画（以下「計画」という。）を円滑に推進するため、青梅市食育推進計画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他食育施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 組織

連絡会議は、委員8人をもって組織し、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康課長
- (2) 副委員長 子育て推進課長
- (3) 委員 企画政策課長、市民安全課長、商工観光課長、農林課長、指導室長および学校給食センター所長

4 委員長の職務および代理

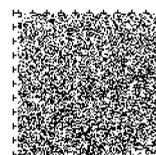
- (1) 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、必要に応じて連絡会議の検討経過および最終検討結果を青梅市長に報告する。



7 庶務

連絡会議の庶務は、健康担当課において処理する。

8 その他

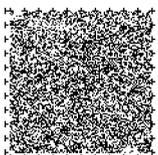
この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が連絡会議に諮って定める。

9 実施期日

この要綱は、平成22年10月12日から実施する。

10 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。



資料5 青梅市食育推進計画庁内連絡会議委員名簿

平成26年4月1日現在

◎委員長 ○副委員長

氏名	所属部課
◎ 川 杉 桂一郎	健康福祉部健康課長
◎ 齋 藤 剛 一	健康福祉部健康課長 (平成26年3月31日まで)
○ 原 島 和 久	子ども家庭部子育て推進課長
○ 町 田 幸 子	子ども家庭部子育て推進課長 (平成26年3月31日まで)
小 山 高 義	企画部企画政策課長 (旧 企画部企画調整課長)
高 野 佳 弘	生活安全部市民安全課長 (旧 防災安全部生活安全課長)
伊 藤 博 司	まちづくり経済部商工観光課長 (旧 環境経済部商工観光課長)
伊 藤 英 彦	まちづくり経済部農林課長 (旧 環境経済部農林課長)
山 口 茂	教育部指導室長
乙 津 義 治	教育部学校給食センター所長

